

福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領

(制定令和4年3月25日総務部長依命通達)

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。)第296条第2項の規定に基づき、福島県が発注する工事の設計、工事に関する調査及び測量(以下「測量等委託業務」という。)について公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「公募型プロポーザル方式」とは、技術提案書を公募し、当該業務に相応しい最も優れた技術提案書を提出した者を随意契約の相手方とする方式をいう。

2 この要領において、「対象業務」とは、県が発注する測量等委託業務のうち、公募型プロポーザル方式により行う業務をいう。

3 この要領において、「工事執行権者」とは、対象業務を所掌する本庁の課長又は公所長(准公所長を含む。以下同じ。)をいう。

(対象業務の選定)

第3条 対象業務は、県が発注する測量等委託業務のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、競争入札に適さない業務から選定する。

(対象業務の審査)

第4条 工事執行権者は、測量等委託業務に公募型プロポーザル方式を採用する場合には、随意契約理由及び委託候補者について、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱(平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達)第3条の規定に基づく本庁入札参加条件等審査委員会又は第7条の規定に基づく地方入札参加条件等審査委員会の審議を経るものとする。

(参加資格)

第5条 技術提案書を提出する者(以下「提出者」という。)に必要な資格(以下「参加資格」という。)は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 業務の内容が測量業務である場合は、第1号から第2号に加え、測量法(昭和24年法律第188号)の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。

(4) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、第1号から第2号に加え、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の規定による不動産鑑定業者の登

録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。

(5) 業務の内容が建築設計業務である場合は、第1号から第2号に加え、建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

2 参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

(1) 建設コンサルタント登録規程等による登録に関すること。

(2) 企業の実績に関すること。

(3) 配置予定技術者の資格に関すること。

(4) 配置予定技術者の実績に関すること。

(5) その他工事執行権者が必要と認める事項。

3 提出者が当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体(以下「設計共同体」という。)である場合の参加資格は次のとおりとする。

(1) 構成員の数が、工事執行権者が決めた数を超えない者であること。

(2) 構成員が前2項に基づき定める参加資格を満たしている者であること。ただし、第2項に基づき定める参加資格を満たす必要がある構成員については、必要に応じて限定することができるものとする。

(3) 設計共同体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。

(4) 構成員の分担業務が、業務の内容により(3)の協定書において明らかな者であること。

(5) 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、(3)の協定書において明らかな者であること。

(6) 構成員において決定された代表者が、(3)の協定書において明らかな者であること。

(技術提案書の募集)

第6条 工事執行権者は、手続きを開始するにあたっては、次に掲げる事項について、公告するものとする。公告の方法は、福島県公式ホームページに掲載する方法及び対象業務を所掌する本庁または公所(准公所含む。)等における閲覧の方法によるものとし、業務の内容に応じ、新聞紙その他の方法を追加することができる。

(1) プロポーザル方式の対象業務であること

(2) 参加資格

(3) 業務概要

(4) 募集要領等を示す場所及び期間

(5) 手続に関する事項

(6) 契約保証金に関する事項

(7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨

(8) その他必要な事項

2 工事執行権者は、次に掲げる事項について明示した募集要領を作成し、前項の公告に示す方法により周知するものとする。

- (1) プロポーザル方式の対象業務であること
- (2) 参加資格
- (3) 業務概要
- (4) 業務仕様（建築設計を除く。）
- (5) 委託候補者を選定するための評価基準
- (6) 手続に関する事項
- (7) 技術提案書の審査方法
- (8) プロポーザル審査委員会を公開で行う場合は、その旨
- (9) 技術提案書を無効とする事項
- (10) その他必要な事項

3 公告は、公告した日から技術提案書の提出期限の日まで行うものとする。

4 公告及び募集要領等に対する質問は、公募型プロポーザル方式募集要領等に関する質問書（様式 2）（以下「質問書」という。）により工事執行権者が受け付けるものとし、工事執行権者は質問書に対する回答を公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書（様式 3）（以下「回答書」という。）に記載し、回答書は福島県公式ホームページに掲載する方法及び対象業務を所掌する本庁または公所（准公所含む。）等における閲覧の方法により周知するものとする。

（技術提案書の提出）

第 7 条 工事執行権者は、提出者に、工事執行権者が指定した様式の技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容の確認のための書類（以下「確認書類」という。）を添えて提出させるものとする。

2 技術提案書及び確認書類は、募集要領に示す提出先に期限までに持参又は郵送するものとする。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したもので有効とする。

3 技術提案書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、技術提案書等の返却は行わないものとする。

4 提出後における技術提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

（技術提案書の失格）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する技術提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した技術提案書
- (2) 同一の者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合の技術提案書
- (3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書
- (4) 技術提案書の提出から契約までの間に、病気、事故、退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、技術提案書に業務実施体制として記載した技術者を配置することが困難になった者が提出した技術提案書
- (5) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に技術提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した技術提案書

2 工事執行権者は、前項に基づき技術提案書を無効とした場合、プロポーザル審査委員

会に報告するものとする。

(プロポーザル審査委員会)

第9条 工事執行権者は、提案のあった技術提案書の審査を行い、最も優れた技術提案者（以下「委託候補者」という。）を選定するため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる委員長、副委員長及び委員により構成する。

(1) 委員長及び副委員長

本庁発注業務であるときは当該業務を担当する部次長（土木部長が各部局長の委任を受けて実施する業務の場合は当該業務を担当する土木部次長）を委員長とする。出先機関発注業務であるときは公所長（土木部長が各部局長の委任を受けて実施する業務の場合は当該業務を担当する土木部公所長）を委員長とする（准公所発注業務においても同様とする）。なお、委員長は委員の中から副委員長を1名指名するものとし、副委員長は委員長が不在である場合、委員長の職務を代理するものとする。

(2) 委員

委員は工事執行機関（土木部長が各部局長の委任を受けて実施する業務の場合は当該業務を担当する土木部職員を含む）から4名～6名を選定する。

土木部長が各部局長の委任を受けて実施する業務の場合は、工事執行権者を委員の一人とする。

委員には当該業務に求められる専門知識と経験を有する学識経験者や他部局の職員等を含めるものとする。

3 審査委員会は次の事務を担当する。

(1) 募集要領の策定

(2) 技術提案書の審査及び委託候補者の選定

4 審査委員会による技術提案書の審査は以下による。ただし、業務の内容がこれに適合しない場合は、審査委員会において別の方法を設定することができる。

(1) ヒアリング対象者の選定（一次審査）

提出者からの技術提案書を審査し、ヒアリング対象者を選定する。

(2) 委託候補者の選定（二次審査）

技術提案書の内容についてヒアリングにより確認を行い、一次審査結果と併せて委託候補者を選定する。

5 審査委員会は、前号各号の審査において、提出された技術提案書が審査基準を満たさない場合は、選定しないことができる。

(学識経験者への意見聴取)

第10条 工事執行権者は、募集要領を定めようとするときには、2人以上の学識経験を有する者の意見をあらかじめ聴かなければならない。なお、この意見の聴取において、併せて、募集要領に基づいて委託候補者を選定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見

が述べられた場合には、委託候補者を選定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 2 工事執行権者は、前項の聴取の結果、学識経験者から意見（異議のない旨を除く。）が出された場合は、その結果について学識経験者意見聴取書（様式 11）により入札参加条件等審査委員会に報告し、その取扱いについて諮るものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、審査委員会に 2 人以上の学識経験者を含む場合は、意見聴取を省略することができる。

（審査結果の通知）

- 第 11 条 工事執行権者は、一次審査によりヒアリング対象者を選定したときは、ヒアリング対象者に対してはプロポーザルの審査結果について（様式 9-1）により、ヒアリング対象者にならなかった者に対してはプロポーザルの審査結果について（様式 9-2）により速やかに審査結果を通知しなければならない。
- 2 工事執行権者は、二次審査により委託候補者を選定し、入札参加条件等審査委員会の審議を経て委託候補者を決定したときは、委託候補者に対してはプロポーザルの審査結果について（様式 9-3）により、委託候補者にならなかった者に対してはプロポーザルの審査結果について（様式 9-4）により速やかに審査結果を通知しなければならない。
 - 3 第 9 条第 4 項の各号とは別の方法で審査した場合における審査結果の通知は、前 2 項の規定に準じるものとする。

（評価内容の担保）

- 第 12 条 工事執行権者は、選定された技術提案書の内容を反映した特記仕様書を作成し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。
- 2 技術提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、工事執行権者は受託者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求、委託業務等成績評定の減点の対象とすることができる。
 - 3 前項の内容は、募集要領に記載するものとする。

（審査結果の公表）

- 第 13 条 工事執行権者は、技術提案書の審査結果（得点又は得票数等を含む）について、「工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領について」（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7795 号総務部長依命通達）による契約締結後に行う公表に併せて、公募型プロポーザル方式審査結果書（様式 10）により公表するものとする。

（技術提案書の取扱い）

- 第 14 条 工事執行権者は、技術提案書を公表しないものとする。ただし、予め公告又は募集要領において公表する旨を明示している場合は、この限りではない。
- 2 工事執行権者は、提出者の了承を得ることなく技術提案書の一部のみを採用することはできないものとする。

(選定されなかった者に対する理由の説明)

- 第15条 工事執行権者は、第11条の規定による通知の際に合わせて、委託候補者に選定されなかった提出者は、工事執行権者に対し、その理由について通知の日の翌日から2週間以内に書面により説明を求められることができることを通知するものとする。
- 2 工事執行権者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該提出者に対し速やかに書面により回答しなければならない。
- 3 前項の回答を行ったときは、工事執行権者は、主管課長及び主務課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。
- 4 第1項による説明を求めた者で第2項の回答に不服がある者は、さらに回答の通知日の翌日から2週間以内に再苦情の申立をすることができる。なお、再苦情の申立の手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領（平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達）の規定によるものとする。

(契約書について)

- 第16条 工事執行権者は、委託契約を締結する場合には、受託者が、病気、事故、退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、技術提案書に業務実施体制として記載した技術者を配置しなかったときは、契約を解除することができることを示すものとする。

この場合において、測量調査業務委託契約書第42条第1項第3号中の「主任技術者を配置しなかったとき。」、土木設計業務等委託契約書第42条第1項第3号中の「管理技術者を配置しなかったとき。」又は建築設計業務委託契約書第44条第1項第3号中の「管理技術者を配置しなかったとき。」とあるのは「病気、事故、退職等のやむを得ない事情がある場合を除き、技術提案書に業務実施体制として記載した技術者を配置しなかったとき。」に改めるものとする。

(設計・施工一括発注方式について)

- 第17条 設計・施工一括発注方式を公募型プロポーザル方式で実施する場合は、この要領に準じて実施すること。
- 2 設計・施工一括発注方式で実施しなければならない理由について、第4条の規定による随意契約理由の段階において、本庁入札参加条件等審査委員会又は地方入札参加条件等審査委員会の審議を経るものとする。

(その他)

- 第18条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。